破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第８号
高知県高岡郡佐川町中組1325―１、住民票上の住所高知県高知市城山町165番地１
債務者　藤本　　拓
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮地　洋平
４　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１４２号
秋田市寺内大小路７番17号
債務者　宮本　弘一
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　和人
４　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月25日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
岩手県北上市口内町宝積32番地４
債務者　菅野　陽次
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　洋平
４　破産債権の届出期間　平成23年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４０号
熊本市秋津町秋田3443番地23
債務者　川俣　正一
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三藤　省三
４　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月30日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７９号
熊本県宇土市花園町785番地２
債務者　中川　雄二
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
４　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月30日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８０号
熊本県宇土市花園町785番地２
債務者　中川加代子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
４　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月30日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４３号
青森県五所川原市金木町喜良市千苅40番地７、住民票上の住所青森県五所川原市金木町喜良市千苅40番地６
債務者　柳谷　健一
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安彦　元気
４　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月15日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
東京都北区神谷３丁目47番12―203号　グランド・ステータスＮＡＯＩ
債務者　岡田　力也
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
川崎市麻生区千代ヶ丘７丁目５番地２　グリーンハイツ千代ヶ丘Ｂ―103、前住所川崎市麻生区向原１丁目９番23号　テラスハウスＡ　２号
債務者　木村　　勇
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　博毅
４　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午後１時45分
６　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
富山県射水市殿村144番地
債務者　**菱**手　　仁
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　賢治
４　破産債権の届出期間　平成23年５月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９０号
北海道帯広市南の森西６丁目８番３号
債務者　乙黒　季彦
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　英二
４　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
北海道河東郡音更町柳町仲区３番地
債務者　鈴木　理夫
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　英二
４　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後３時10分
６　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
北海道河東郡音更町木野西通11丁目１番地
債務者　戸崎　啓治
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　英二
４　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後３時20分
６　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５号
静岡県下田市西本郷２丁目３番18号　たけや荘３階１号室
債務者　髙橋フク子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　雅直
４　破産債権の届出期間　平成23年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月11日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
静岡地方裁判所下田支部